

近年、救急車の出動件数は増加しており、その中には緊急性の低いケースも少なくありません。

救急車は、命にかかわる緊急性の高い傷病者のための限りある医療資源です。限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い傷病者にできるだけ早く救急車が到着するために、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

【こんなときは迷わず119番】

救急車の要請を控えることだけが救急車の適正利用ではありません。事故などによるけがで急を要する場合、病気の症状が悪化する恐れがある場合、熱があり呼吸困難の症状がある場合などは、ためらわずに、すぐに119番で救急車を呼ぶことも大切な適正利用です。



【救急車を呼ぶか迷うときに】
救急車を呼ぶべきか迷うときの電話相談窓口です。

●電話相談

▽熱中症 ID 3673
▽ヒートショック ID 43845

相談内容	急な病気やけがの相談	子どもの急な病気やけがの相談
相談窓口	福岡県救急医療電話相談 ☎ #7119 または☎ (471) 0099	小児救急医療電話相談 ☎ #8000 または☎ (731) 4119
受付時間	24時間・年中無休	平日 19時～翌日7時 土曜日 12時～翌日7時 日曜日・祝日 7時～翌日7時

※緊急性が高いと判断した場合は、迷わず救急車を呼んでください。
※熱中症やヒートショックは正しい予防方法を知り、普段から気をつけることで防ぐことができます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

【救急受診アプリを利用しましょう】
急な病気やけがをしたとき、総務省消防庁の全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」で該当する症状を選択することで、緊急度に応じた必要な対応（救急車を呼ぶ目安となる緊急度判定）が表示されます。また、119番通報や、自分で病院に行く際の医療機関の検索などを行うことができます。

アプリのダウンロード方法など詳しくは総務省消防庁のホームページをご確認ください。

📄 <https://www.fdma.go.jp/misison/enrichment/appropriate/appropriate003.html>



▲総務省消防庁ホームページ

【診療時間内に受診しましょう】
本来、救急外来は救急患者や突然重篤な症状となってしまった人のためのものです。

不要不急な受診が増えたと本当に救急外来が必要な人が十分な医療を受けられなくなってしまうます。比較的軽微な症状が軽いうちに、日中の診療時間内で受診しましょう。

【救命講習を受けましょう】

筑紫野太宰府消防本部では、1人でも多くの人の命を救うため、心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の使用法、止血法などの応急手当に関する救命講習を実施しています。救命講習に参加し、正しい知識と技術を身につけましょう。

詳しくは、筑紫野太宰府消防本部のホームページをご確認ください。

📄 <https://www.chikuta119.jp/>

【共通】
健康推進課



▲筑紫野太宰府消防本部ホームページ

看板や広告物を設置するには許可が必要です

店舗の看板や広告塔などの屋外
広告物は、個人の所有する土地や
建物に設置する場合であっても、
一定の大きさを超えるものは福岡
県屋外広告物条例に基づき、市の
許可が必要です。

●屋外広告物とは

次の全てを満たすものは屋外広
告物です。

- ▽常時または一定の期間継続して
表示されるもの
- ▽屋外で表示されるもの
- ▽公衆に表示されるもの
- ▽看板、立看板、はり紙・はり札、広
告塔、広告板、建物その他工作物に
提出または表示されたもの並びに
これらに類するもの

●申請について

屋外広告物を新しく設置する場
合や内容を変更する場合、許可期
間を更新する場合は手続きが必要
です。まずは事前にご相談くださ
い。

申請管理保全課管理担当

●設置者の義務

許可を受けた看板を継続して設
置する場合、更新手続きが必要で
す。その際、看板の安全性を確認し
た「屋外広告物自主点検結果報告
書」の提出が義務付けられています。

軽微なものを除く、全ての広告

物は、安全性を確保するため、屋外
広告土または建築士（一級・二級）
のいずれかの資格を持つ専門家に
よる点検が必要です。

看板の老朽化による落下や倒壊
は、重大な事故につながります。許
可期間内であっても、日ごろから
安全管理を徹底しましょう。

●高さが4メートルを超える場合

高さが4メートルを超える大型
の広告は、落下や倒壊の際に大
きな被害が出る恐れがあるため、
建築基準法に基づく建築確認申請
が必要です。

申請福岡県建築指導課
(643) 3718



省略記号の説明▼

☑ 日時・期間 場所 対象 内容 定員 料金 持参物 締切 申 申込先 問 問い合わせ先 ☎ 電話番号 FAX ファックス番号
☑ 電子メール HP ホームページ ID 市ホームページの記事ID